

令和元年第5回
南砺市議会 12月定例会
議案 参考資料

【条例 新旧対照表】

令和元年12月定例会提出案件参考資料

目 次

条例関係

議案第110号	南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の 制定について…………… 3 ・南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (附則第2項)
議案第111号	南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 制定について…………… 7 ・南砺市技能労務職員の給与に関する条例の一部改正について (附則第5項) ・南砺市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正について (附則第6項)
議案第112号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について…………… 9
議案第113号	南砺市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部 改正について…………… 29
議案第114号	南砺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部 改正について…………… 30
議案第115号	南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について…………… 31 ・南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の 一部改正について(附則第7項)
議案第116号	南砺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について…………… 44
議案第117号	南砺市国見公園条例の一部改正について…………… 45
議案第118号	南砺市水道事業給水条例の一部改正について…………… 46

南砺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正案	備考
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設ける</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年南砺市条例第 号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設ける</p>	<p>任期付職員条例の制定に伴う規定の追加</p> <p>項の追加に伴う改正</p>

ものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を越えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を越えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育

ものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を越えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を越えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育

任期付職員条例の制定に伴う規定の追加

同上

<p>児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を越えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第17条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を越えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第17条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が</p>	<p>任期付職員条例の制定に伴う規定の追加</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
---	---	---

定める。

南砺市技能労務職員の給与に関する条例新旧対照表（附則第5項関係）

現行	改正案	備考
<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の給与について、職員の給与を基準とし、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。</p>	<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の給与について、<u>南砺市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年南砺市条例第47号)及び南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年南砺市条例第 号)の適用を受ける職員の給与を基準とし、職務の性質及び責任を考慮して規則で定める。</u></p>	<p>条例制定に伴う「職員」の定義の明確化</p>

南砺市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表（附則第6項関係）

現行	改正案	備考
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、<u>給料の額の10分の1以下を減ずるものとする。</u></p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、<u>給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年南砺市条例第号)第19条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。</u></p>	<p>条例制定に伴う規定の明確化</p>

南砺市職員定数条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、水道事業管理者、議会、監査委員、農業委員会及び教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、水道事業管理者、議会、監査委員、農業委員会及び教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に勤務する一般職の職員(<u>臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)</u>又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数について定めるものとする。</p>	<p>法改正に伴う規定の追加</p>

南砺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び<u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>会計年度任用職員（フルタイムに限る。）の追加に伴う改正</p>

南砺市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>(休職の効果) 第5条 (略) 2～4 (略)</p>	<p>(休職の効果) 第5条 (略) 2～4 (略) 5 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の」とする。</u></p>	<p>会計年度任用職員 の休職期間の 追加</p>

公益的法人等への南砺市職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案	備考
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(派遣職員の復帰時における処遇)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(退職派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(派遣職員の復帰時における処遇)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(退職派遣の対象から除外する職員)</p> <p>第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>法改正に伴う条 項ずれの改正</p> <p>字句の改正</p> <p>法改正に伴う条 項ずれの改正</p>

南砺市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正案	備考
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年南砺市条例第 号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p><u>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定</u></p>	<p>任期付職員条例の制定に伴う規定の追加</p> <p>非常勤職員に関する規定整備</p>

職に引き続き採用されないことが明らかでない

非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「育児休業法等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該育児休業法等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる

場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする育児休業法等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業法等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業を
することが継続的な勤務のために特に必要と認め
られる場合として規則で定める場合に該当する場
合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、
1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非
常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1
歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当し
てその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児
休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新さ
れ、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用され
るものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き
続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児
休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれに
も該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6
箇月到達日において育児休業をしている場合又は当
該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日に
おいて育児休業法等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休
業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認
められる場合として規則で定める場合に該当する場
合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 (略)

2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手

条の繰下げ

会計年度任用職員の設置に伴う除外規定の追加

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者が別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者が別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

規定整備

(育児休業法第17条の規定による勤務に係る職員についての給与等の特例)

第17条 第14条の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員又はした職員に準用する。

(育児短時間勤務をしている職員についての南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)

第14条の2 育児短時間勤務をしている職員についての南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条 第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第7条 第3項	相当する額	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額

(育児休業法第17条の規定による勤務に係る職員についての給与等の特例)

第17条 第14条及び第14条の2の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員又はした職員に準

任期付職員条例の制定に伴う条の追加

上記に伴う規定整備

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第21条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

用する。

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条第1項において「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

非常勤職員に関する規定整備

2 勤務時間条例第14条の規定により規則で定める特別休暇(育児に係るものに限る。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定により規則で定める特別休暇(育児に係るものに限る。以下この項及び次項において「育児特別休暇」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間(以下この項及び次項において「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

南砺市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案	備考
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額に準じて計算した額(その額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)</p> <p><u>(5)</u> 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬及び給料のない職員 前2号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p>	<p>法改正に伴う規定の追加</p> <p>号の繰下げ等</p>

南砺市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第7条関係）

現行				改正案				備考
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				会計年度任用職員への移行に伴う規定の削除
区分		報酬	費用弁償	区分		報酬	費用弁償	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
固定資産評価審査委員会	委員	日額 8,000円		固定資産評価審査委員会	委員	日額 8,000円		
社会教育指導員		月額 80,000円	予算に定められた範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条第1項に掲げる額	予算に定められた範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	
選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条第1項に掲げる額						
投票所の投票管理者								
期日前投票所の投票管理者								
開票管理者								
投票所の投票立会人								
期日前投票所の投票立会人								
開票立会人								
選挙立会人								
(略)		(略)		(略)		(略)		

南砺市職員等の旅費に関する条例新旧対照表（第8条関係）

現行	改正案	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 市長、副市長及び教育長並びに一般職に属する南砺市職員をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」とは、南砺市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年南砺市条例第47号)第3条第1項に規定する行政職給料表による当該級の職務(行政職給料表の適用を受けない者については、市長が定めるこれに相当する職務)をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 市長、副市長及び教育長並びに一般職に属する南砺市職員(<u>非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)</u>を除く。以下同じ。)をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」とは、南砺市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年南砺市条例第47号)第3条第1項に規定する行政職給料表及び南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年南砺市条例第 号)第4条に規定する給料表(以下この項においてこれらを「給料表等」という。)による当該級の職務(<u>給料表等の適用を受けない者については、市長が定めるこれに相当する職務</u>)をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>法改正に伴う除外規定の追加</p> <p>会計年度任用職員条例の追加に伴う規定の追加</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号若しくは第5号又は同法第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号若しくは第5号又は同法第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>既出に伴う法律番号等の削除</p>
--	--	----------------------

南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第9条関係）

現行	改正案	備考
<p>(住居手当)</p> <p>第6条 住居手当は、自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理者が指定する職員を除く。)に支給する。</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第24条 臨時又は非常勤職員(第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の給与に関する事項は、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が別に定める。</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第6条 住居手当は、自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理者が指定する職員を除く。)に支給する。</p> <p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第24条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「<u>会計年度任用企業職員</u>」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料並びに特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料並びに初任給調整手当、特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当</u></p> <p>2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、南砺</p>	<p>人事院勧告に基づく住居手当の支給下限の改正</p> <p>会計年度任用職員条例の制定に伴う条の全部改正</p>

市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和元年南砺市条例第 号)の規定を準用する。

南砺市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(職務権限の特例)</p> <p>第2条 市長は、<u>法第23条第1項第2号</u>に規定する文化に関する事務(<u>同項第3号</u>に規定する文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとする。</p>	<p>(職務権限の特例)</p> <p>第2条 市長は、<u>法第23条第1項第3号</u>に規定する文化に関する事務(<u>同項第4号</u>に規定する文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとする。</p>	<p>法改正に伴う引用箇所 の改正</p>

南砺市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>南砺市井波520番地(南砺市役所井波庁舎内)</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>南砺市荒木1550番地</u></p>	<p>福光庁舎への移転に伴う位置の改正</p>

南砺市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ご</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>7 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ご</p>	<p>規定整備</p>

との総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(略)

別表第2(第3条関係)

医療職給料表

(略)

との総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)、12月に支給する場合には100分の97.5(特定幹部職員にあっては、100分の117.5)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(略)

別表第2(第3条関係)

医療職給料表

(略)

人事院勧告に基づく支給率の改正及び規定の整備

人事院勧告に基づく給料表の改正

同上

南砺市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員(企業職員及び技能労務職員を除く。以下同じ。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第11条 住居手当は、自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。</p> <p>(1) 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>(2) 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員(企業職員、<u>技能労務職員及び法第22条の2第1項に掲げる職員</u>を除く。以下同じ。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第11条 住居手当は、自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。</p> <p>(1) 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>(2) 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,</u></p>	<p>会計年度任用職員条例の制定に伴う規定の追加</p> <p>支給下限の改正</p> <p>法改正に伴う字句の改正</p> <p>手当額の上限の改正</p> <p>同上</p>

000円)を11,000円に加算した額

3 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)、12月に支給する場合には100分の97.5(特定幹部職員にあっては、100分の117.5)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

(非常勤職員等の給与)

000円)を11,000円に加算した額

3 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

人事院勧告に基づく支給率の改正及び規定の整備

第28条 常時勤務を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)及び臨時に雇用される職員については、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給する。

第28条 削除

会計年度任用職員条例の制定に伴う条の削除

南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p>

南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案	備考
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、その職を離れた日現在)において特別職の職員が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p>

南砺市議会の議員報酬等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正案	備考
<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p>

南砺市議会の議員報酬等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案	備考
<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員等が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の40を乗じて得た額の合計額、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>人事院勧告に基づく支給率の改正</p>

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（附則第7項関係）

現行	改正案	備考
<p>附 則</p> <p>1～5 （略）</p> <p>（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）</p> <p>6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後の給与条例」という。)第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、同条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医(1)4級以上職員等から医(1)4級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(医(1)4級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び医(1)4級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 （略）</p> <p>（令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）</p> <p>6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後の給与条例」という。)第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、同条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医(1)4級以上職員等から医(1)4級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(医(1)4級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び医(1)4級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を</p>	<p>改元に伴う改正</p>

欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)4級以上職員等から医(1)4級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)4級以上職員等以外の職員から医(1)4級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

7 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後の給与条例第9条第1項ただし書並びに第10条

欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)4級以上職員等から医(1)4級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)4級以上職員等以外の職員から医(1)4級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

7 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第2条改正後の給与条例第9条第1項ただし書並びに第10条

改元に伴う改正

第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等という。)」と、「6,500円」とあるのは「6,500円(医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものにあつては3,500円)」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医(1)4級以上職員等から医(1)4級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(医(1)4級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び医(1)4級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)4級以上職員等から医(1)4級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときは

第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等という。)」と、「6,500円」とあるのは「6,500円(医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものにあつては3,500円)」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医(1)4級以上職員等から医(1)4級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(医(1)4級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び医(1)4級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)4級以上職員等から医(1)4級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときは

その職員が医(1)4級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)4級以上職員等以外の職員から医(1)4級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

8 (略)

その職員が医(1)4級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医(1)4級以上職員等以外の職員から医(1)4級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(医(1)4級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

8 (略)

南砺市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>法令改正に伴う条ずれ等に対応する改正</p>

南砺市国見公園条例新旧対照表

現行				改正案				備考
別表(第2条、第3条、第7条関係)				別表(第2条、第3条、第7条関係)				譲渡に伴う施設の廃止
施設名	時間	使用料の額	摘要	施設名	時間	使用料の額	摘要	
国見ヒュッテ	1泊	1人 310円		国見ヒュッテ	1泊	1人 310円		
国見コテージ	1泊	1棟 18,850円	1棟6人用	国見バーベキュー棟	1日	鉄板1枚及び炭 1式 1,570円 大人1人 210円 小人1人 100円	10人用台 2 台 6人用台 3台	
国見バーベキュー棟	1日	鉄板1枚及び炭 1式 1,570円 大人1人 210円 小人1人 100円	10人用台 2 台 6人用台 3台					

南砺市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第16条 給水装置の所有者が、市内に居住しない<u>とき又は</u>管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 管理人に変更があった<u>とき又はその住所に変更があった</u>とき。</p> <p>(手数料)</p> <p>第33条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(給水装置の所有者の代理人)</p> <p>第16条 給水装置の所有者が、市内に居住しない<u>とき、又は</u>管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。</p> <p>(水道の使用中止、変更等の届出)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 管理人に変更があった<u>とき、又はその住所に変更があった</u>とき。</p> <p>(手数料)</p> <p>第33条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき10,000円</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>更新手数料の追加</p>

<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)	号の繰下げ
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)	同上
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)	同上